

4・29 高浜原発3・4号仮処分裁判勝利 報告集会 司法が再稼働にストップ! 決定の意義とこれからの取り組み

ゲスト 申立人：水戸喜世子さん

弁護士：海渡雄一さん（大飯・高浜原発運転差止仮処分弁護団共同代表）

4月14日、福井地方裁判所の高浜原発3・4号運転差し止め仮処分裁判は、画期的な住民勝訴となりました。司法が高浜原発の再稼働にストップをかけました。4月29日に、この勝利決定を勝ちとられた申立人と弁護士を迎え、集会を開きます。

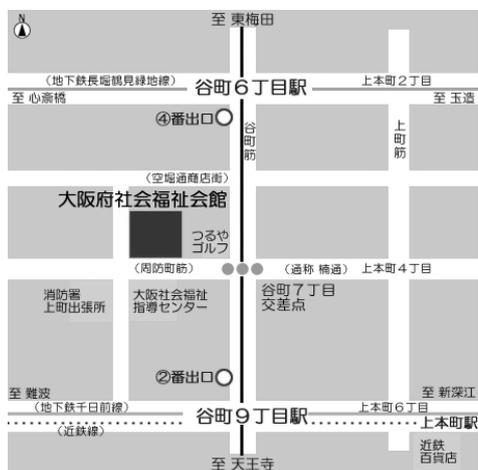
水戸さんからは、申立人となった思いを、反原発運動の草分けの時期から住民の中に入って活動された水戸巖さんの思いも込めて語っていただきます。

海渡弁護士には、今回の決定の具体的内容に即して、その意義について話していただきます。

決定は、住民の訴えを正面から受け止め、福島原発事故の悲劇を二度と繰り返してならないという裁判官の強い意思に貫かれています。再稼働を強引に進める規制委員会・政府に対して、大きな壁となって、全国の住民を守り、勇気づけてくれています。

高浜原発の安全性については、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。

さらに、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」として、現在の規制のあり方を根本から否定しています。汚染水問題一つをとっても、この言葉は、誰もが抱いている思いを代弁してくれています。それゆえ、力強く、普遍的なものです。



ゲストのお話から多くを学び、仮処分決定を踏まえたこれからの活動の糧としていきましょう。

- 日時：4月29日 午後1:30～4:30
- 場所：大阪府社会福祉会館 403号室
(地下鉄谷町線「谷町六丁目」4番出口 歩5分)
- 参加費：一般800円 大学生以下500円
- 主催：おい原発止めよう裁判の会

